

■ 医療費控除の明細書について

医療費控除を適用する際は「医療費控除の明細書【内訳書】」の添付が必須であり、領収書は添付せずにご自宅等で5年間保管していただくことになっております。「医療費控除の明細書【内訳書】」は、国税庁のホームページからダウンロード・印刷していただくか、本紙2ページをコピーまたは切り取ってご利用ください。

1. 医療費通知に記載された事項
医療費通知とは、医療保険者等が発行する医療費の額等を通知する書類で、次の事項が記載されたものをいいます。

- ①被保険者等の氏名 ②療養を受けた病院、診療所、薬局等の名称
③療養を受けた年月 ④療養を受けた者
⑤被保険者等が支払った医療費の額 ⑥保険者等の名称

右の記入例Aを参考に、(1)~(3)をご記入ください。
医療費通知は明細書に添付して提出してください。

2. 医療費（上記1以外）の明細

医療費通知に記載のない分（交通費や、ドラッグストアで購入した医薬品代、医療費通知の発行が間に合わない月の分等）については、この欄に書く必要があります。その際、右の記入例Bを参考に、(1)人ごと・(2)場所ごとに分け、同じ人が同じ病院等にかかったものには、1年分を1行にまとめて書きます。

(3)で区分を選び、(4)に支払った医療費の額を記入します。(4)に対して、生命保険や高額療養費制度等で補てんされたものがある場合は、(5)に記入します。すべての列を書き終えたら、(4)と(5)の行の合計額を計算し、「2の合計」欄に記入してください。

3. 控除額の計算

上記までに算出された合計額と、申告書⑫の金額を用いて、医療費控除の金額を算出します。

※「セルフメディケーション税制による医療費控除の特例」を選択する場合には、通常の医療費控除の適用を受けることはできません。「セルフメディケーション税制による医療費控除の特例」についての詳しい内容については、国税庁ホームページ等をご確認ください。
※医療費控除の対象となる医療費の個別の事例につきましては、国税庁のホームページ等をご確認ください。

記入例A

(1) 医療費通知に記載された医療費の額	(2) (1)のうちその年中に実際に支払った医療費の額	(3) (2)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
173,329 円	158,800 円	

医療費通知に記載された自己負担額の合計額を記入します。通知が複数ある場合は、すべて合計し記入します。

(1)で記入した医療費のうち、その年中に実際に支払った金額を領収書等で確認し、合計額を記入します。

(2)について、保険会社からの保険金や、自治体から高額療養費の支給などを受け取った場合は、その金額を記入します。

記入例B

(1) 医療を受けた方の氏名	(2) 病院・薬局などの支払先の名称	(3) 医療費の区分	(4) 支払った医療費の額	(5) (4)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
取手 太郎	〇〇病院	<input checked="" type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費	15,000 円	
"	JR, ××バス	<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input checked="" type="checkbox"/> その他の医療費	1,560	
"	△△病院	<input checked="" type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費	420,000	300,000
取手 花子	〇〇病院	<input checked="" type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費	21,720	

■ 所得金額調整控除について

下記の(1)、(2)のいずれかに該当する場合は、給与所得に所得金額調整控除が適用されます。

- (1) 給与収入金額が850万円を超え、次のいずれかに該当される方

- ・本人が特別障がい者に該当する。
 - ・年齢23歳未満の扶養親族がいる。
 - ・特別障がい者である同一生計配偶者または扶養親族がいる。
- 該当する扶養親族がいる場合、申告書裏面の「15 所得金額調整控除に関する事項」に記載をお願いします。

$$\text{所得金額調整控除額} = (\text{給与収入金額}(\times 1) - 850\text{万円}) \times 10\%$$

(※1) 1,000万円を超える場合は1,000万円

- (2) 給与所得及び公的年金等に係る雑所得があり、次に該当される方

- ・給与所得控除後の給与等の金額(※2)及び公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が10万円を超える。
- (※2) 給与等の収入金額が850万円を超える方の控除がある場合は、上記(1)適用後の金額

$$\text{所得金額調整控除額} = (\text{給与所得控除後の給与等の金額}(\times 3) + \text{公的年金等に係る雑所得の金額}(\times 3)) - 10\text{万円}$$

(※3) 10万円を超える場合は10万円

■ 配偶者（特別）控除・同一生計配偶者について

<配偶者控除>

あなたの合計所得金額に応じて、下表Aのとおり段階的に控除額が減少し、消失します。なお、あなたの合計所得金額が1,000万円（給与収入の場合1,195万円）を超えると、配偶者控除は適用できません。

<配偶者特別控除>

あなたの合計所得金額に応じて、右表Bのとおり段階的に控除額が減少し、消失します。なお、あなたの合計所得金額が1,000万円を超えると、配偶者特別控除は適用できません。

<同一生計配偶者>

あなたと生計を一にする配偶者のうち、合計所得金額が48万円以下（給与収入の場合103万円）の配偶者を指します。このうち、あなたの合計所得金額が1,000万円以下である場合には、その配偶者を控除対象配偶者といいます。あなたの配偶者が控除対象配偶者を除いた同一生計配偶者である場合に、申告書⑫~⑭の「□同一生計配偶者」にチェックを付けてください。

配偶者控除	あなたの合計所得金額(※) (給与所得だけの場合の給与収入金額)		
	A	B	C
70歳未満の配偶者 (昭和29年1月2日以後に生まれた方)	33万円	22万円	11万円
70歳以上の配偶者 (昭和29年1月1日以前に生まれた方)	38万円	26万円	13万円

※	A	900万円以下 (1,095万円以下)
	B	900万円超950万円以下 (1,095万円超1,145万円以下)
	C	950万円超1,000万円以下 (1,145万円超1,195万円以下)

配偶者特別控除	あなたの合計所得金額(※) (給与所得だけの場合の給与収入金額)		
	A	B	C
48万円超100万円以下 (103万円超155万円以下)	33万円	22万円	11万円
100万円超105万円以下 (155万円超160万円以下)	31万円	21万円	11万円
105万円超110万円以下 (160万円超166.8万円未満)	26万円	18万円	9万円
110万円超115万円以下 (166.8万円以上175.2万円未満)	21万円	14万円	7万円
115万円超120万円以下 (175.2万円以上183.2万円未満)	16万円	11万円	6万円
120万円超125万円以下 (183.2万円以上190.4万円未満)	11万円	8万円	4万円
125万円超130万円以下 (190.4万円以上197.2万円未満)	6万円	4万円	2万円
130万円超133万円以下 (197.2万円以上201.6万円未満)	3万円	2万円	1万円
133万円超 (201.6万円以上)		0円	